

公益事業

講演会等開催費用助成金

市町が地域内住民を対象に地方自治の振興又は福祉の増進に寄与するための講演会若しくはその他の文化事業又は体育事業を開催した場合、これらの事業等の実施に要した費用の範囲内で助成を行います。

助成金額（上限）

市 120,000 円 町 90,000 円

特定寄附

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人のうち、地域と連携し、地域政策又は地域づくり等に関する調査研究、情報収集発信、支援又はこれらの人材育成等の事業活動を実施する法人に対し寄付金を支出することとし、次の 2 法人（1 法人当たり年額 250 万円）とします。

国立大学法人 滋賀大学 （産学公連携推進機構）	令和 2 年度をもって「地域活性化プランナーの学び直し塾」が終了となりました。 今後も引き続き、自治体や地域社会に対して更なる貢献を果たすべく実施される様々な人材養成プログラムの運営費に活用される予定です。
公立大学法人 滋賀県立大学 （地域共生センター）	主に「近江環地域再生学座」（地域資源を活用した地域課題の解決や地域イノベーションを興し、新しい地域社会を切り拓く人材「近江環人」の育成を目的としたプログラム）の運営費に活用されています。 会員が受講されると授業料等減免制度が適用されます。